

平成26年11月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

警察本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2
	2 歳入歳出事項別明細書		3～4
	3 債務負担行為に関する調書		5

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第13号	鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正について	監察官室	6～7

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について(平成26年11月4日専決)	生活環境課	8～9
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成26年11月11日専決)	監察官室	10
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	会計課	11

議案説明資料総括表

警察本部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	16,438,349	1,840	16,440,189	1,840				
合計	16,438,349	1,840	16,440,189	1,840				

説明

- ・職員人件費 1,840千円  
 (東日本大震災被災地等への支援活動に従事した警察職員に係る人件費)

平成26年度一般会計補正予算説明資料

9款 警察費  
 1項 警察管理費  
 2目 警察本部費

会計課（内線：8502）  
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	12,320,536	1,840	12,322,376	1,840				

事業内容の説明

1 事業概要

平成23年3月に発生した東日本大震災被災地及び平成26年8月豪雨により発生した広島市北部集中豪雨災害への支援活動に従事した警察職員に係る人件費（時間外勤務手当）について、平成27年3月末までに必要と見込まれる経費。

2 事業内容等

東日本大震災発生から3年を経過したが、現在も継続して警戒・警ら活動に従事している。また、広島市北部集中豪雨災害にあつては、即日、広島県へ本県警察職員を広域緊急援助隊として特別派遣し、災害救助活動に従事させており、正規の勤務時間を超えて災害救助活動に従事した時間（4月から9月末までの実績及び10月から3月末までの見込み）に係る時間外勤務手当を補正する。

(1) 派遣状況と今後見込み

派遣部隊	派遣先	人数	派遣期間	活動内容
管区機動隊	東日本大震災 (福島県相馬郡及び双葉郡)	34人	5/12～5/30	警戒・警ら活動
広域緊急援助隊	広島市北部集中豪雨災害 (広島市安佐南区)	22人	8/20～8/23	災害救助活動
管区機動隊	東日本大震災 (福島県相馬郡及び双葉郡)	35人	翌年1月頃 (予定)	警戒・警ら活動

(2) 時間外勤務手当（全額国庫補助）の状況

区分	金額
4～9月末実績	1,665千円
10～3月末見込み	1,976千円
小計	3,641千円
既補助金交付決定額	1,801千円
差引補正額	1,840千円

平成26年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書 (警察本部)

(単位:千円)

款 項 目	9款 警察費									
				うち警察本部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 警察管理費			
補正前							補正額	補正後		
1 報 酬	171,169		171,169	171,169		171,169	142,928		142,928	
2 給 料	5,318,520		5,318,520	5,318,520		5,318,520	5,318,520		5,318,520	
3 職員手当等	5,202,006	1,840	5,203,846	5,202,006	1,840	5,203,846	5,202,006	1,840	5,203,846	
4 共 済 費	1,825,136		1,825,136	1,825,136		1,825,136	1,820,704		1,820,704	
5 災 害 補 償 費	10,923		10,923	10,923		10,923	10,923		10,923	
6 恩給及び退職年金	32,206		32,206	32,206		32,206	32,206		32,206	
7 貸 金										
8 報 償 費	78,792		78,792	78,792		78,792	64,000		64,000	
9 旅 費	89,746		89,746	89,746		89,746	43,718		43,718	
費用弁償	1,492		1,492	1,492		1,492	1,392		1,392	
普通旅費	83,859		83,859	83,859		83,859	42,042		42,042	
特別旅費	4,395		4,395	4,395		4,395	284		284	
10 交 際 費	350		350	350		350	350		350	
11 需 用 費	816,347		816,347	816,347		816,347	397,000		397,000	
12 役 務 費	363,142		363,142	363,142		363,142	63,665		63,665	
13 委 託 料	669,459		669,459	669,459		669,459	456,264		456,264	
14 使用料及び賃借料	554,401		554,401	554,401		554,401	282,560		282,560	
15 工 事 請 負 費	1,126,112		1,126,112	1,126,112		1,126,112	365,075		365,075	
16 原 材 料 費										
17 公有財産購入費	14,819		14,819	14,819		14,819	14,819		14,819	
18 備 品 購 入 費	141,860		141,860	141,860		141,860	87,634		87,634	
19 負担金、補助及び交付金	15,907		15,907	15,907		15,907	3,821		3,821	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金	103		103	103		103	103		103	
23 償還金、利子及び割引料	15		15	15		15				
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金										
26 寄 付 金										
27 公 課 費	7,336		7,336	7,336		7,336	7,336		7,336	
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	16,438,349	1,840	16,440,189	16,438,349	1,840	16,440,189	14,313,632	1,840	14,315,472	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	315,523	1,840	317,363	315,523	1,840	317,363	1,801	1,840	3,641
	地 方 債	134,000		134,000	134,000		134,000	31,000		31,000
	そ の 他	1,400,258		1,400,258	1,400,258		1,400,258	1,281,974		1,281,974
	一 般 財 源	14,588,568		14,588,568	14,588,568		14,588,568	12,998,857		12,998,857

(単位：千円)

款 項 目	警察本部合計						
	2目 警察本部費			補正前	補正額	補正後	
	節	補正前	補正額				補正後
1 報 酬	121,890		121,890	171,169		171,169	
2 給 料	5,318,520		5,318,520	5,318,520		5,318,520	
3 職員手当等	5,202,006	1,840	5,203,846	5,202,006	1,840	5,203,846	
4 共 済 費	1,818,302		1,818,302	1,825,136		1,825,136	
5 災 害 補 償 費	10,923		10,923	10,923		10,923	
6 恩給及び退職年金				32,206		32,206	
7 貸 金							
8 報 償 費	62,515		62,515	78,792		78,792	
9 旅 費	41,996		41,996	89,746		89,746	
費用弁償	389		389	1,492		1,492	
普通旅費	41,590		41,590	83,859		83,859	
特別旅費	17		17	4,395		4,395	
10 交 際 費	300		300	350		350	
11 需 用 費	247,837		247,837	816,347		816,347	
12 役 務 費	54,015		54,015	363,142		363,142	
13 委 託 料	111,170		111,170	669,459		669,459	
14 使用料及び賃借料	185,102		185,102	554,401		554,401	
15 工 事 請 負 費				1,126,112		1,126,112	
16 原 材 料 費							
17 公有財産購入費				14,819		14,819	
18 備 品 購 入 費	4,956		4,956	141,860		141,860	
19 負担金、補助及び交付金	1,442		1,442	15,907		15,907	
20 扶 助 費							
21 貸 付 金							
22 補償、補填及び賠償金	43		43	103		103	
23 償還金、利子及び割引料				15		15	
24 投 資 及 び 出 資 金							
25 積 立 金							
26 寄 付 金							
27 公 課 費	7,008		7,008	7,336		7,336	
28 繰 出 金							
予 備 費							
計	13,188,025	1,840	13,189,865	16,438,349	1,840	16,440,189	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,801	1,840	3,641	315,523	1,840	317,363
	地 方 債				134,000		134,000
	そ の 他	441,889		441,889	1,400,258		1,400,258
	一 般 財 源	12,744,335		12,744,335	14,588,568		14,588,568

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

追加

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 運転免許証更新講習 委託	千円 70,222		千円 0		千円 70,222		千円	千円	千円
平成26年度 行政処分者講習委託	44,520		0		44,520			44,520	
平成26年度 警察学校等給食業務委託	52,224		0		52,224			33,038	19,186
平成26年度 警察本部庁舎等清掃業務 委託	21,564		0		21,564			1,006	20,558
平成26年度 警察署等庁舎清掃業務 委託	99,723		0		99,723				99,723
平成26年度 簿記検定取得等教養業務 委託	1,250		0		1,250	625			625

条 例 名 等	鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正について											
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由                      消防職員及び他の都道府県の警察職員に贈られる顕彰金との格差を是正するため、顕彰金の額を見直す。</p> <p>2 概要                      (1) 次のとおり顕彰金の額を引き上げる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">顕彰金の額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡したとき</td> <td>25,200,000円</td> <td>30,000,000円</td> </tr> <tr> <td>第1級の障害等級に該当する障害の状態となったとき</td> <td>18,700,000円</td> <td>20,600,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(3) 改正の必要性                      本県警察職員は、東日本大震災や本年8月の広島市北部における豪雨災害の災害発生直後の被災地において、危険性が極めて高い過酷な状況の中、昼夜を分かたず、被災者の救出及び行方不明者の捜索等に従事したところであるが、今後、派遣される職員が後顧の憂いなく現場活動を行えるよう、また、一層の士気の高揚を図るため処遇改善を行うことが必要である。</p>	区分	顕彰金の額		現行	改正後	死亡したとき	25,200,000円	30,000,000円	第1級の障害等級に該当する障害の状態となったとき	18,700,000円	20,600,000円
区分	顕彰金の額											
	現行	改正後										
死亡したとき	25,200,000円	30,000,000円										
第1級の障害等級に該当する障害の状態となったとき	18,700,000円	20,600,000円										



鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員顕彰条例（昭和42年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
結果の区分		顕彰金の額	結果の区分		顕彰金の額
死亡したとき。		<u>30,000,000円</u>	死亡したとき。		<u>25,200,000円</u>
障害の状態と なったとき。	第1級	<u>20,600,000円</u>	障害の状態と なったとき。	第1級	<u>18,700,000円</u>
	略			略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、公布日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について                  (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正につい                  て                  (平成26年11月4日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  県道の名称の変更に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1                  項の規定に基づき、平成26年11月4日専決処分をしたので、これを本議会に報告                  するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等を示す規定中、県道鳥取鹿野倉吉線の名称を                  県道三朝温泉木地山線に改める。                  (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第9条―第12条関係）		別表第2（第9条―第12条関係）	
法第2条第6項第1号の営業及びモーテル営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) 略 (2) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道三朝温泉木地山線</u> （ <u>県道鳥取鹿野倉吉線と重複する区間を含む。以下同じ。</u> ）、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域	法第2条第6項第1号の営業及びモーテル営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) 略 (2) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道鳥取鹿野倉吉線</u> 、 <u>町道堂小路線</u> 、 <u>町道三朝砂原線</u> 、 <u>町道川岸線</u> 及び <u>三徳川左岸</u> によって囲まれた区域
略		略	
法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)～(7) 略 (8) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道三朝温泉木地山線</u> 、 <u>町道堂小路線</u> 、 <u>町道三朝砂原線</u> 、 <u>町道川岸線</u> 及び <u>三徳川左岸</u> によって囲まれた区域 (9) 略	法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)～(7) 略 (8) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道鳥取鹿野倉吉線</u> 、 <u>町道堂小路線</u> 、 <u>町道三朝砂原線</u> 、 <u>町道川岸線</u> 及び <u>三徳川左岸</u> によって囲まれた区域 (9) 略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成26年11月11日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年11月11日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金112,352円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成26年6月29日 午後4時42分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市安長地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、警ら用務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、道路脇に駐車しようとして後退した際、右側の安全確認が不十分であったため、後方で信号待ちのため停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償額112,352円 うち、保険支払額82,352円、県費支出額30,000円（免責額3万円）</li> <li>・ 県側車両損害額0円（修理不要） うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円</li> </ul>

長期継続契約の締結状況について

警察本部

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	警察本部 会計課	物品 保守	ノートパソコン	74台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	10,328,076	平成27年1月1日 ～平成29年12月31日	鳥取県警察本部 情報管理課他20所属
2	警察本部 会計課	物品 保守	指紋指静脈認証装置	74台	鳥取市岩吉166番地2 株式会社ソルコム 鳥取支店	4,272,912	平成27年1月1日 ～平成29年12月31日	鳥取県警察本部 情報管理課他20所属
3	警察本部 会計課	物品	クライアントソフト ウェア	1枚	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	1,212,444	平成27年1月1日 ～平成29年12月31日	鳥取県警察本部 情報管理課

